（個人申請用）

**誓　約　書**

　私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第３条第１号から第６号に掲げる

　１ 　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　２ 　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せら　　　れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５　　　年を経過しない者

　３　最近５年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者

　４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　５　精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　６　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が探偵業の業務の適正化に関する法律第３条第１号から第５号のいずれかに該当するもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

　滋賀県公安委員会　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

 住所

 氏名

（役員用）

**誓　約　書**

　私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第３条第１号から第５号に掲げる

　　１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　２　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　　３　最近５年間に探偵業の業務の適正化に関する法律第15条の規定による処分に違反した者

　　４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　５　精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

　滋賀県公安委員会　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

 住所

 氏名